

第1回富良野市教育振興基本計画策定委員会 議案

と き 令和2年6月9日(火) 18時～

ところ 富良野文化会館 大会議室

1. 開会

令和2年度を以って「富良野市第3次学校教育中期計画」及び「富良野市第7次社会教育中期計画」の最終年度となり、次期計画の策定にあたっては、学校教育と社会教育がより一体となった、「第1次富良野市教育振興基本計画」を策定していくため、新たに「富良野市教育振興基本計画策定委員会」が設置された。(別紙設置要綱のとおり)

2. 辞令交付

近内教育長から、各委員に辞令を手交。

3. 教育長あいさつ

4. 委員自己紹介

5. 富良野市教育振興基本計画策定委員会設置要綱について

6. 議題

(1) 委員長・副委員長の選出について

・事務局提案、満場一致にて下記の委員を選出

委員長 天日委員

副委員長 内藤委員

〃 森田委員

〃 遠藤委員

(2) 諮問

・「第1次富良野市教育振興基本計画の策定について」、近内教育長から天日委員長へ諮問書を読上げて手交

(3) 今後の進め方およびスケジュールについて

・別紙「富良野市教育振興基本計画策定に向けて」について説明

7. その他

・質問 永盛委員

『文化・スポーツ分野は社会教育分野と密接な関係があると考えますが、計画の推進項目から外れるのは何故か?』

・回答 事務局

『スポーツや文化・芸術事業が、教育分野だけでなく、地域振興や高齢社会における健康づくり等の面での役割や比重が高まってきた。そのような中で、関連施策を数多く所管する市長部局に集約し、連携強化や一体的・総合的な取り組みを推進するため、平成28年4月に文化・スポーツに関する事務は、市長部局へ移管されることとなった。』

8. 閉会

※午後6時40分 閉会

引き続き、各専門部会(学校教育指導委員会議及び社会教育委員会議)を開催。

<富良野市教育振興基本計画策定委員会>

○学校教育指導委員構成員

| No | 氏名 | 所属 | 職名 | 委嘱期間 |
|----|------|---------|----|------------------|
| 1 | 内藤晃宏 | 富良野小学校 | 校長 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 2 | 森田繁 | 樹海中学校 | 校長 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 3 | 鴻上貴 | 布部小中学校 | 教頭 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 4 | 加藤幸一 | 富良野小学校 | 教頭 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 5 | 島村圭吾 | 樹海小学校 | 教頭 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 6 | 青山貴 | 富良野小学校 | 教諭 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 7 | 杉本英章 | 扇山小学校 | 教諭 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 8 | 柳澤直樹 | 東小学校 | 教諭 | R1年5月1日～R3年4月30日 |
| 9 | 清水貴之 | 富良野東中学校 | 教諭 | R1年5月1日～R3年4月30日 |
| 10 | 大木靖嗣 | 富良野西中学校 | 教諭 | R2年5月1日～R4年4月30日 |

○社会教育委員構成員

| No | 氏名 | 職場・団体等 | 委嘱期間 |
|----|------|----------------|------------------|
| 1 | 天日守 | 人権擁護委員 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 2 | 遠藤和章 | NPO法人ふらのスポーツ協会 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 3 | 南部和紀 | 扇山小学校 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 4 | 三浦宏幸 | 麓郷小中学校 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 5 | 高橋宏明 | 富良野高等学校 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 6 | 平間早苗 | 富良野中央婦人会 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 7 | 永盛俊行 | 富良野の自然に親しむ会 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 8 | 山本由美 | 富良野高校PTA | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 9 | 中田昭子 | 富良野介護サービス | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 10 | 村田知也 | 富良野市PTA連合会 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 11 | 大橋修一 | 富良野市子ども会育成連絡協議 | R2年5月1日～R4年4月30日 |
| 12 | 原田武 | 富良野市文化団体協議会 | R2年5月1日～R4年4月30日 |

富良野市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく本市の教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、富良野市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、富良野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議すること。

- (1) 基本計画の策定に関すること
- (2) その他基本計画に関し教育委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 策定委員会の構成員は、次の号に掲げる者とする。

- (1) 富良野市学校教育指導委員会の委員
- (2) 富良野市社会教育委員

(役員)

第4条 策定委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名

2 役員は委員の互選により選出する。

3 委員長は会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長になる。

2 委員長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができるものとする。

(部会)

第6条 策定委員会に、その所掌事務を分掌させるために部会を置くものとする。

- (1) 学校教育部会 学校教育指導委員会の委員
- (2) 社会教育部会 社会教育委員

2 部会に部会長を置く。

3 部会長は、学校教育指導委員会並びに社会教育委員の委員長とする。

4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、学校教育指導委員会並びに社会教育委員の副委員長がその職務を代理する。

5 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開催される策定委員会の会議並びに委員長が互選されるまでの間の会議の主宰は、第5条の規定にかかわらず、教育長が行う。

諮 問 書

令和2年6月9日

富良野市教育振興基本計画策定委員会
委員長 様

富良野市教育委員会教育長 近 内 栄 一

第1次富良野市教育振興基本計画の策定について

令和3年度から令和7年度までの5年間にわたる「第1次富良野市教育振興基本計画」策定について、下記の理由により諮問いたします。

(諮問の理由)

本市では、富良野市の学校教育の基本理念とめざす姿を明らかにし、教育実践を進めることを目的に、平成30年度に「富良野市第3次学校教育中期計画(平成30年度～令和2年度)」を策定し、「富良野市ZERO運動」の視点を基軸とした特色ある教育を推進してまいりました。

また、健やかな心身を育み、優しさと生きがいを実感できる社会教育を推進することを目的に、平成28年度に「富良野市第7次社会教育中期計画(平成28年度～令和2年度)」を策定し、市民自らが生涯にわたって学習活動を進め、生きがいのある人生を築き、潤いのある地域社会を目指してまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化、グローバル化、技術革新など、社会情勢は目まぐるしく変化しており、こうした激しい時代の変化に対応できる次代を担う人材を育み、生涯学習社会の実現をめざすため、学校教育と社会教育が一体となり、幼児期からの教育と生涯にわたる学習や能力向上を推進する必要があります。

本市の第3次学校教育中期計画と第7次社会教育中期計画がともに最終年次を迎えることから、現行の計画の成果を検証し課題を明らかにするとともに、次期計画については二つの計画を一体化させ、令和3年から令和7年度を期間とする「第1次富良野市教育振興基本計画」の策定について、ご審議下さいますようお願いいたします。

富良野市教育振興基本計画策定に向けて

R2.6.9

<計画期間>

- ・令和3年度～7年度までの5年間とし、7年度に見直しを行う。
 - 第5次富良野市総合計画 平成28年度～令和2年度 5年間
 - 富良野市教育に関する大綱 平成30年度～令和2年度 5年間
 - 第3次学校教育中期計画 平成30年度～令和2年度 3年間
 - 第7次社会教育中期計画 平成28年度～令和2年度 5年間
 - 第3次特別支援教育マスタープラン 平成30年度～令和2年度 3年間
 - 北海道教育推進計画 平成30年度～令和4年度 5年間
 - 第3期教育振興基本計画（国） 平成30年度～令和4年度 5年間

<基本的な視点>

- ・第6次富良野市総合計画、富良野市まち・ひと・しごと創生総合戦略、国の第3期教育振興計画、北海道教育振興計画、上川管内教育推進の重点と、それらを基本に策定する富良野市教育に関する大綱の体系を基本とする。
- ・現行の学校教育中期計画及び社会教育中期計画の成果を土台に、教育の今日的課題を検証し、学校教育及び社会教育活動を推進する具体的方向を整理する。
- ・学校教育においては、新学習指導要領（小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から）を踏まえ、社会教育においては、多様化・高度化する市民ニーズに対応した生涯教育の視点を踏まえ、その考えを反映したものとする。

<構成要素(案)>

教育をめぐる国の動き、教育を取り巻く社会情勢、現行計画の検証・評価、本市における現状と課題

【計画の基本理念】

総合計画の基本目標1「次代を担う子どもたちをみんなで育おまちづくり」、基本目標2「やさしさと生きがいを実感できるまちづくり」に基づき

⇒「未来を切り拓く人づくり 豊かな心を育おまちづくり」

【めざす教育の姿】

「夢や希望をもって粘り強く挑戦し、未来を切り拓くたくましい人」

「ふるさと富良野への愛と誇りをもち、ともに学び合い、心豊かにな

ながるまち」

【政策目標】

<学校教育>

主体的な学びを育てる「知育の木」

自主自律の心を育てる「情意の木」

恵まれた環境と食で育てる「健康の木」

原点を見つめ未来への輪を広げる「学びの大地」

〈社会教育〉

家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
人々の暮らしの向上と人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
文化伝統の保護継承と社会教育施設整備の推進

【推進項目】

- ・推進項目は、専門部会で決定する
- ・現行の推進項目から「芸術文化」「スポーツ」を外す。
- ・「子ども子育て支援」「読書推進」を個別推進項目として反映させる。

※国の第3期教育振興計画及び北海道教育推進計画との整合性を図る。

前例（現計画）踏襲ではなく、整理すべきものを見極め、富良野市の独自性を打ち出す。

〈策定作業期間及び策定手順〉

- ・令和2年6月に教育振興基本計画策定委員会を開催し、教育長より策定について諮問する。
- ・策定委員会に、専門部会として学校教育部会及び社会教育部会を置き、それぞれの現行計画の評価・検証を行うとともに、次期計画の具体的な推進項目について審議する。
- ・それを基に、11月末までに部会ごとの原案を作成し突合、12月中旬までに次期教育振興基本計画策定を完了し、教育長に答申する。

<基本計画構成イメージ(案)>

「はじめに」 近内教育長のあいさつ

1. 計画の概要

- ・ 計画策定の意義
- ・ 計画の期間
- ・ 社会情勢と富良野市の現状

2. 基本目標と計画体系

- ・ 基本理念 「未来を切り拓く人づくり 豊かな心を育むまちづくり」
- ・ めざす姿 「夢や希望を持って粘り強く挑戦し、未来を切り拓くたくましい人」
「ふるさと富良野への愛と誇りを持ち、ともに学び合い、心豊かにつながるまち」
- ・ 政策目標 **<学校教育>**
主体的な学びを育てる「知育の木」
自主自律の心を育てる「情意の木」
恵まれた環境と食で育てる「健康の木」
原点を見つめ未来への輪を広げる「学びの大地」
<社会教育>
家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
人々の暮らしの向上と人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
文化伝統の保護継承と社会教育施設整備の推進
- ・ 推進項目 → それぞれの部会で設定

3. 具体的推進項目

《現状と方向性》

※現状分析及び課題 等

《推進項目》

※実施項目、具体的施策

《目標数値》

※成果指標 ～ 目標を数値化

◆1項目当たり半ページ程度

4. 計画策定に係る資料

- ・ 諮問書
- ・ 答申書
- ・ 富良野市教育振興基本計画策定委員会の構成、設置要綱

○一つの計画とするために、統一したルールが必要。

《例》文章の表記について(統一文字)(案)

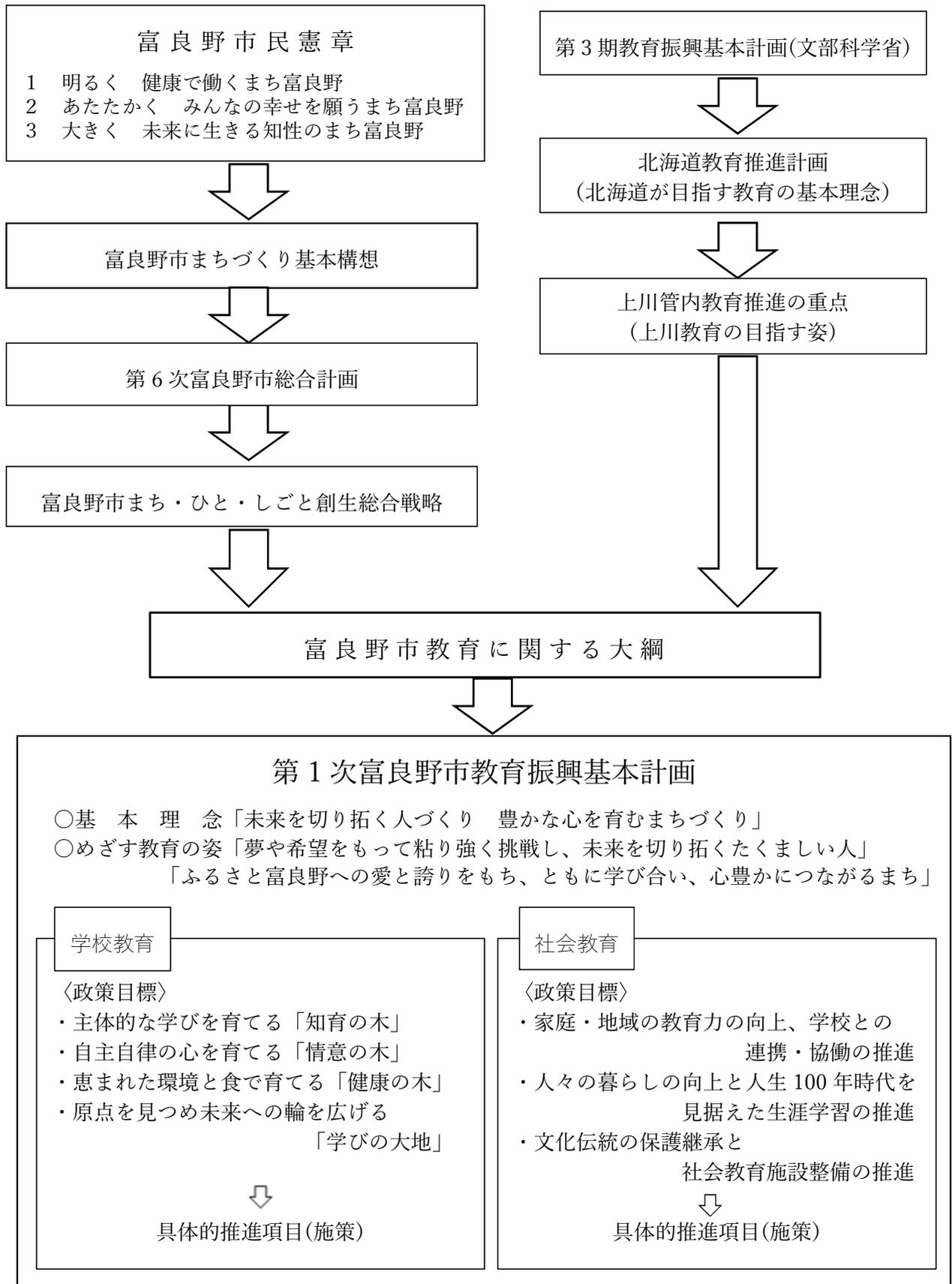
※現計画参照

- ・生かす、活かす → 生かす
- ・など、等 → など、等 混在OK
- ・～計画 → 「 」は、用いない
- ・児童生徒、児童・生徒 → 児童生徒
- ・よさ、良さ → よさ
- ・よい、良い → よい
- ・ともに、共に → ともに
- ・(名詞) 取り組み、取組み、取組 → 取組
- ・(動詞) 取り組む、取組む → 取り組む
- ・富良野市、本市、市 → 富良野市
- ・北海道、道、本道 → 北海道
- ・日本、我が国 → どちらも可
- ・文部科学省、文科省 → 文部科学省
- ・子ども、こども → 子ども
- ・～たち、～達 → ～たち
- ・および、及び → および
- ・もつ、持つ → もつ
- ・アルファベット → 半角で ex.) ICT ZERO
- ・数字 → 半角で ex.) 234 1,234
→ 1桁の場合は、全角 1 2 3 4
- ・繋げる、つなげる → つなげる
- ・付ける、つける → 付ける
- ・句点 → 文章中は「、」 英数字は「,」

◇富良野市教育振興基本計画策定について

| 所 管 | 学校教育課・社会教育課 | 学校教育課 | 社会教育課 |
|--------|---|---|---|
| 計画の呼称 | 第1次富良野市教育振興基本計画 | 第3次学校教育中期計画 | 第7次社会教育中期計画 |
| 計画の期間 | R3～7年度（5年間） | H30～R2年度（3年間） | H28～R2年度（5年間） |
| 策定方法 | 諮問・答申 | 諮問・答申 | 諮問・答申 |
| 策定委員 | 富良野市教育振興基本計画策定委員会 ※教育振興基本計画策定委員会設置要綱策定 （学校教育指導委員会＋社会教育委員） | 富良野市学校教育指導委員 | 富良野市社会教育委員 |
| 上位計画 | 第6次富良野市総合計画 基本構想（10年） ＜前期基本2年・中期基本4年・後期基本計画4年＞ | 第5次富良野市総合計画 | 第5次富良野市総合計画 |
| スケジュール | <p>○3/27 第3回委員協議会・第3回定例会 教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について</p> <p>○4/23 第5回委員協議会・第4回定例会 ・学校教育指導委員会の委嘱について（改選後）</p> <p>○5/22 第7回委員協議会・第5回定例会 ・社会教育委員の委嘱について（改選後）</p> <p>○6/9 第1回策定委員会【学校教育指導委員会＋社会教育委員】 ・委員会の設置について ・正副委員長の選出 ・次期教育振興基本計画の諮問 ・次期教育振興基本計画の概要等について ・会議のスケジュールについて</p> <p>○6～9月 各専門部会の開催（数回） ・初回時、部会のスケジュール ・教育課程、生涯学習、年齢領域別の検証、現状の課題等の整理</p> <p>○9～10月 第2回策定委員会（必要に応じて開催） ・中間報告、まとめ等</p> <p>○10月下旬 各専門部会の開催 ・専門部会ごとの原案の精査、最終確認</p> <p>○11月下旬 第3回策定委員会 ・専門部会ごとの原案の突合、最終確認</p> <p>○12月中旬 第4回策定委員会 ・次期教育振興基本計画の答申</p> <p>○1月中旬 パブコメ</p> <p>○2月中旬 第2回委員協議会・第2回定例会 ・第1次富良野市教育振興基本計画について</p> <p>○3月下旬 関係機関へ計画書の配布</p> | <p>○1月下旬 計画策定諮問</p> <p>○5～9月 計画の構成、スケジュール 役割分担、原案討議</p> <p>○10月 原案の検討、再討議等</p> <p>○11月 原案の最終確認</p> <p>○12月下旬 計画原案答申</p> <p>○1月～ パブコメ</p> <p>○2月 教育委員会定例会提出</p> <p>○3月下旬 計画書配布</p> | <p>○5月下旬 計画策定諮問</p> <p>○6～8月 専門部会議 検証・評価・課題整理・まとめ</p> <p>○9月 社会教育施設等視察</p> <p>○10月 計画推進目標の整理</p> <p>○11月 原案精査・最終調整</p> <p>○12月下旬 計画原案答申</p> <p>○1月～ パブコメ</p> <p>○2月 教育委員会定例会提出</p> <p>○3月下旬 計画書配布</p> |

◇第1次富良野市教育振興基本体系図(案)



令和2年度
第1回富良野市社会教育委員会議

と き 令和 2年 6月 9日(火)

午後6時00分より

ところ 富良野文化会館 大会議室

(欠席委員)

村田委員、原田委員

●第1回富良野市教育振興基本計画策定委員会議

※別紙議案参照

●第1回富良野市社会教育委員会議

1. 社会教育委員の役割について(別紙1)

・別紙1に基づき、役割などについて説明。

2. 報告事項

(1) 少年の主張大会について(5/19開催予定⇒中止)

※代替事業として、各校にて個別収録し、ラジオにて放送する。

(2) 上川管内社会教育連絡協議会総会について(5月開催予定⇒書面開催)

3. 協議事項

(1) 令和2年度社会教育推進計画について(別冊)

・資料として配布の計画に基づき、重点事業等について説明。

(2) 年間計画(今後の進め方)について(別紙2)

・別紙2に基づき、諮問事項や今後のスケジュール等について説明。

(3) 富良野市文化財調査委員の選任について(別紙3)

・別紙3に基づき、概要について説明。

・事務局提案、遠藤副委員長・原田委員・永盛委員の選任について承認。

4. その他

○質疑応答

永盛委員 『現時点における社会教育施設等の利用について、基準がわからない。

市としてのガイドラインのようなものはあるのか?』

事務局 『国や道の方針に基づき対応がなされている。』

遠藤委員 『各会員まで周知されていないのが実態であるため、働きかけてほしい。』

事務局 『要望事項として各担当部署へ伝える。』

※午後7時30分 閉会

◎社会教育委員の役割について

○社会教育委員とは？

社会教育委員は、「社会教育法」及び「富良野市社会教育委員設置条例」を根拠とし、社会教育の振興を図ることを目的に設置されるものです。

富良野市では定員27名以内、委員の任期は2年となっております。

※「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)と定義されています。

○社会教育委員の役割は？

社会教育委員の役割は、富良野市が行う社会教育の振興について、調査、研究、提言などを行うことです。

社会教育委員は、社会教育法において、その職務を次のように定められています。

- 社会教育に関する諸計画を立案すること
- 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること
- 職務を行うために必要な研究調査を行うこと
- 地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付する際、意見を述べること

○その他

- 委員には、条例の規定により、報酬及び費用弁償が支給されます。
- 社会教育委員会議の事務は、富良野市教育委員会社会教育課が担当いたします。

○報酬(日額) 5,500円 ※半日のみの場合 2,750円

※会議の出席、社会教育事業へ委員として出席した場合に支払われます(所得税が差し引かれます)。

○費用弁償(旅費) 自宅または勤務先(学校等)からの距離に応じて支払われます

※片道5km以上が対象となります。

※市外(沿線を除く)への研修会等への出席に伴う旅費については、職員旅費と同様の扱いとなります。

○富良野市社会教育委員設置条例 昭和41年7月20日条例第29号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は27名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員は前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるものの他必要な事項に関しては、教育委員会が別に富良野市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第26号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月25日条例第40号)

この条例は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成24年12月14日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

○富良野市社会教育委員会会議規則 昭和58年5月6日教育委員会規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、富良野市社会教育委員設置条例（昭和41年条例第29号）第5条に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員の会議（以下「会議」という。）には、委員の互選による委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の在職期間とする。ただし、欠員により互選された委員長及び副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第3条 委員長は会議を主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 会議は、教育長が必要と認めるとき、その日時及び場所を会議に付議すべき事件とともにあらかじめ通知して招集する。ただし、3分の1以上の委員から招集の請求があつたときは、教育長は会議を招集しなければならない。

2 委員は、公務・疾病・その他の理由により会議に出席できないときは、その理由を付け当日の会議時刻までに委員長に届け出なければならない。

(会議の定足数及び議決)

第5条 会議は、在籍委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、関係者に対し説明または資料の提出を求めることができる。

2 関係者は、会議に出席して意見を述べることができる。

(専門部会)

第7条 会議の必要に応じ専門部会を置くことができる。

(その他)

第8条 会議に必要な庶務は、社会教育課において行う。

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年度 社会教育委員会等年間計画（今後の進め方）

1. 富良野市教育振興基本計画について

- ・別紙「富良野市教育振興基本計画策定に向けて」参照

2. 青少年表彰者の選考について

- ・社会教育委員より選考委員を選出し選考する（選考期間を設け、調査、答申案を作成）

3. 令和3年度社会教育推進計画について

- ・各課、各施設の事業内容や課題等について、社会教育委員・職員の共通認識を図っていくことを目的に、各領域の事業内容や課題について確認・協議する機会を設ける。
- ・各事業担当職員と社会教育委員により、今年度の事業評価を行い、次年度の計画策定の参考にする。

4. 研修について

- ・上川管内社会教育委員連絡協議会・北海道社会教育委員連絡協議会・北海道公民館協会主催の各研修会
- ・自主研修

■社会教育委員会等日程（案）

| 月 日 | 会 議 | 内 容 |
|--------------|--------------------------------|--|
| 6月 9日 | 第1回教育振興基本計画策定委員会 第1回社会教育委員会 | 計画の諮問、計画の概要、会議のスケジュール等 社会教育推進計画、年間計画等 |
| 7月 | 第2回社会教育委員会 | 教育振興基本計画策定作業① |
| 8月 | 第3回社会教育委員会 | 教育振興基本計画策定作業② |
| 9月 | 上川管内社会教育委員基礎講座 (旭川市) | 内容については検討中 |
| 9月 中旬 | 第4回社会教育委員会 | 諮問事項 富良野市青少年表彰者の選考について 教育振興基本計画策定作業③ |
| 必要に応じて | ※青少年表彰選考委員会 | |
| 10月 | 第2回教育振興基本計画策定委員会 | 中間報告等 |
| 10月 6日 7日 | 第64回北海道公民館大会 (壮瞥町) | 講演・分科会 他市町村社会教育委員との情報交換 |
| 10月 8日 9日 | 第60回北海道社会教育研究大会 (函館市) | 講演・分科会 他市町村社会教育委員との情報交換 |
| 10月 中旬 | 第5回社会教育委員会 | 答申事項 富良野市青少年表彰者の選考について 諮問事項 令和3年度社会教育推進計画の策定について 教育振興基本計画策定作業④ |
| 10月 下旬 | 上川管内社教委・公運審委員 合同研修会(鷹栖町) | 講演・分科会 他市町村社会教育委員との情報交換 |
| 11月 月上旬 | 第6回社会教育委員会 | 教育振興基本計画策定作業⑤ (原案の精査、最終確認等) |
| 11月 下旬 | 第3回教育振興基本計画策定委員会 | 原案の突合、最終確認等 |
| 12月 中旬 | 第4回教育振興基本計画策定委員会 | 次期教育振興基本計画の答申 |
| 必要に応じて | ※令和3年度推進計画策定作業 (素案作成) | |
| 2月 月上旬 | 答申(委員長・副委員長) | 令和3年度社会教育推進計画の策定について |

※その他、諮問等の必要に応じて社会教育委員から意見をいただくことがあります。

令和 2 年度 富良野市文化財調査委員会開催要項

1. 文化財調査委員会の目的

富良野市の文化財保護の方向性を検討・検証するとともに、富良野市にとって貴重な価値を有する文化財を洗い出し、文化財を将来にわたって継承・保存・共有し、市民文化の向上とまちづくりに資することを目的に開催する。

2. 文化財調査委員の選任

富良野市文化財保護条例（別添）第 4 条 1 及び 2 の規定により、「調査委員会の委員には社会教育委員をあてる」と規定されている。

3. 委員の数及び任期

委員数は 3 名、任期は発令の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

4. 委員会の開催予定

年内に委員会を 3 回開催し、答申を 12 月に予定する。

【予定】

- | | | |
|----------|-------------------|-----------------|
| 第 1 回委員会 | 6 月 26 日（金）13:30～ | 市立富良野図書館 3 階研修室 |
| 第 2 回委員会 | 8 月上旬 | |
| 第 3 回委員会 | 10 月下旬 | |

5. 富良野市の文化財

○市指定文化財 4 件

- 第 1 号 富良野獅子舞（昭和 44 年 2 月 19 日指定）
- 第 2 号 北海道中央経緯度観測標（昭和 46 年 7 月 13 日指定）
- 第 3 号 北海道大学第八農場富良野成墾記念碑（平成 15 年 12 月 22 日指定）
- 第 4 号 北海道大学第八農場山部成墾記念碑（平成 15 年 12 月 22 日指定）

○日本遺産認定 1 件

「カムイとともに生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界」
（平成 30 年 5 月 24 日認定）

○富良野市文化財保護条例 昭和43年 7月 1日 条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、富良野市の区域内に所在する文化財のうち国又は道の指定するものを除き、富良野市（以下「市」という。）にとって重要なものの保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に規定する有形文化財・無形文化財・民俗資料及び記念物をいう。

(市民・所有者等の心得)

第3条 文化財の所有者、その他の関係者及び市民は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、その保存に努めるとともに文化的活用に協力しなければならない。

2 富良野市教育委員会（以下「委員会」という。）は、この条例の執行に当つては、関係者の所有権、その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護を他の公益との調整に留意しなければならない。

(文化財調査委員会)

第4条 文化財の保護について委員会の諮問に応じ答申するため富良野市文化財調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会の委員には社会教育委員をあてる。

(指定)

第5条 委員会は市の区域内に所在する文化財のうち、国又は道が指定したものを除き、市にとって特に文化的価値が高いと認めるものを、所有者及び保持者（以下「所有者等」という。）の同意を得て市の文化財に指定することができる。

2 委員会は前項の規定により無形文化財の指定を行おうとするときは、当該無形文化財の保持者を認定しなければならない。

(解除)

第6条 委員会は前条第1項の規定により市の文化財として指定した文化財（以下「市指定文化財」という。）がその文化的価値を失なつた場合、その他特殊の事由があるときは、指定を解除することができる。

2 市指定文化財が市の区域内に所在しなくなつたとき、又は国若しくは道の文化財として指定を受けたときは解除されたものとする。

(指定又は解除の告示)

第7条 委員会は前2条の指定をし、又は解除したときは、すみやかにその旨を告示しなければならない。

(管理の義務)

第8条 市指定文化財の所有者等は、この条例及びこれに基づく規則並びに委員会の指示に従いその文化財を管理し、適正な保存に努めなければならない。

(所有者等の変更等)

第9条 市指定文化財の所有者等が変更したときは、新たな所有者等はすみやかにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 市指定文化財の所有者等が氏名・名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を委員会に届け出なければならない。

3 市指定文化財である、無形文化財の保持者が死亡し、又は保持者として不適当になった時は、相続人又は保持者はすみやかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(滅失・き損等)

第10条 市指定文化財が次の各号の一に該当するときは、所有者等はすみやかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(1) その文化財の所在する場所を変更しようとする時

(2) その文化財の全部又は一部が滅失・き損若しくは亡失した時

(現状の変更)

第11条 所有者等が市指定文化財の現状を変更しようとするとき、又は所有者等、その他関係者がその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。ただし、修理その他維持の措置をする場合はこの限りでない。

2 委員会は前項の許可について必要な指示を与え、又は条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の指示又は条件に従わない時は、委員会は現状変更の停止を命じ、又は許可を取消することができる。

(修理の届出)

第12条 所有者は市指定文化財の修理その他維持の措置をしようとするときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。ただし、前条第1項の規定により許可を受けた場合は、この限りでない。

2 委員会は必要と認めた時は前項の修理等について必要な指導助言を与えることができる。

(管理保存の勧告等)

第13条 委員会は、市指定文化財の保存のため必要と認めたときは所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することが出来る。

(調査報告等)

第14条 委員会は必要と認めたときは、所有者等の同意を得て市指定文化財を調査し、又はその管理の現状若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(補助金)

第15条 市指定文化財の保存及び記録作成のため必要と認めたときは、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の交付を受けた者に対し、その用途について必要な条件を付することができる。

(補助金の返還等)

第16条 補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この条例及びこれに基づく規則並びに委員会の指示に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的に反する行為のあつたとき。

(公開)

第17条 委員会は、市指定文化財の所有者等に対し、委員会の行う公開の用に供するため期間を定め、その文化財を出品し、又は公開するよう勧告することができる。

第18条 前条の規定による出品又は公開により、その文化財が滅失又はき損したときは、市は所有者に対し、通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によるときはこの限りでない。

(補則)

第19条 この条例の施行について必要な事項は委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。